

労働団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、連合愛知豊橋地域協議会と愛知県労働者福祉協議会東三河支部の労働団体（以下「団体」という。）が勤労者福祉活動の総合的促進を図るために実施する事業に対して交付する補助金に関して定めることを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象団体、補助対象経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 補助金の交付の決定において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により団体に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 団体は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な事業内容の変更の場合は、この限りではない。

(変更等の決定の通知)

第7条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第4条及び第5条の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を越えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を行う。

2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により団体に通知するものとする。

3 補助金の確定額は、補助限度額と補助金の交付決定額若しくは変更交付決定額の

いずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第10条 市長は交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金請求書(様式第7号)に基づいて補助金を団体に交付するものとする。

第11条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

(遅延利息)

第12条 団体は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付のまでの日数に応じ、その未納額につき年14.6%で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第13条 団体は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその根拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象団体	補助対象となる経費	補助限度額
勤労者文化事業	連合愛知豊橋 地域協議会	団体が行う文化、体育事業等労働福祉事業に係る経費のうち次のいずれかに該当するもの (1) レクリエーション等に要する経費 (2) 労働に関する講座、学習会等の開催に要する経費	40万円以内
労働者福祉事業	愛知県労働者 福祉協議会 東三河支部	(3) 調査研究等に要する経費 (4) 諸会議等対外活動に要する経費 (5) 前各号に掲げるもののほか労働福祉事業に要する経費	40万円以内

様式第 1 号（第 3 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名
代表者名

年度労働団体補助事業として補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業実施期間
着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

㊟

年度 事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の対象となる名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日付による申請書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

3 補助金の交付条件

様式第3号（第6条関係）

補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者

団体名

代表者名

年度 事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金変更交付申請額（変更後の額） 金 円

（添付書類）

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第4号（第7条関係）

補助事業変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

㊟

年度 事業について、下記のとおり変更等をすることを決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額（変更後の額） 金 円

4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長

殿

補助事業者

団体名

代表者名

年度労働団体事業が完了したので、下記により報告します。

記

- 1 補助事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果

（添付書類）

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第6号（第9条関係）

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年度労働団体事業については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長

殿

補助事業者

団体名

代表者名

年度労働団体事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算・前金受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額 | 金 | 円 |